

訪問看護 重要事項説明書（医療版）

1. 事業の目的及び運営の方針

（１）事業の目的

指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を別途「運営規程」に定め、訪問看護ステーションの看護職員（保健師、看護師、准看護師を含む。以下「看護職員」と言う。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「理学療法士等」と言う。）が疾病または負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある利用者に対し生活の質の確保を図るために、その心身の能力の維持回復を目指し、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（２）運営方針

訪問看護ステーションの看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、ターミナルケアにおいては、心身及び精神状態を踏まえた上で利用者及び家族の意向に沿った看取りの支援をする。

事業の実施に当たっては、かかりつけ医や関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 当事業所が提供するサービスについての苦情・相談窓口

	電話番号	担当
当事業所	0774（76）0234	管理者 今中 美奈子

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

3. 当事業所の概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

法人名及び事業所名称	社会福祉法人京都悠仁福祉会 訪問看護ステーションあじさい
所在地	京都府木津川市加茂町駅東四丁目1番地3
サービス及び指定番号	訪問看護 （3590061）
サービスを提供する地域	木津川市、相楽郡

※ 上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談下さい。

（２）当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護職員	看護職員	2名	4名	6名
理学療法士等	理学療法士等	1名	0名	1名

※ 管理者は看護職員と兼務（常勤兼任）

（３）サービス提供時間

月曜日～金曜日	8：30～17：00	
土曜日・日曜日	原則休業	年末・年始(12/30～1/3)を含む

※ 24時間対応体制加算対象者の方は24時間対応いたします。

※ 上記時間帯以外の場合は料金が異なります。

4. サービス内容

かかりつけ医の指示のもと「訪問看護計画書」に基づき、以下のサービスを提供いたします。

【在宅療養の援助】

- 病状のチェックと助言（血圧・体温・呼吸・脈拍など、心の健康、生活動作、病気の予防など）
- 身体の清潔のお世話、食生活の指導・援助、排泄のお世話
- 療養環境整備
- 寝たきり床ずれ予防のためのお世話、コミュニケーションの援助
- 慢性疾患の看護と療養生活の相談
- 医師の指示の医療処置（床ずれ・その他の創部の処置・留置カテーテルの管理等）
- 服薬指導・管理などの相談

【リハビリテーション】

- 住環境整備（家屋改造・改善等）
- 日常生活動作訓練（食事、排泄、移動、入浴など）

【介護相談等】

- 保健・医療・福祉・介護の関係機関とともにあらゆるご相談、サービス利用のお手伝いをいたします。

5. 利用料

（１）利用料

サービスを利用する場合は、利用料として以下の料金を徴収いたします。ただし、給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。また、公費医療を受給されている方は利用料負担の全額あるいは一部免除されます。

【基本利用料】（訪問看護基本療養費・訪問看護管理療養費）

	基 準	利用料金 1 割負担	利用料金 2 割負担	利用料金 3 割負担
訪問看護 基本療養費Ⅰ	週 3 日目まで（看護師の場合）	560 円	1,110 円	1,670 円
	週 3 日目まで（准看護師の場合）	510 円	1,010 円	1,520 円
	週 3 日目まで（理学療法士等の場合）	560 円	1,110 円	1,670 円
訪問看護 基本療養費Ⅱ	週 4 日目以降（看護師の場合）	660 円	1,310 円	1,970 円
	週 4 日目以降（准看護師の場合）	610 円	1,210 円	1,820 円
	週 4 日目以降（理学療法士等の場合）	560 円	1,110 円	1,670 円
訪問看護 基本療養費Ⅲ	在宅療養に向けて外泊をしている入院患者のうち、厚生労働大臣が定める状態の利用者に対して、サービスを提供した場合 （入院中 1 回または 2 回） ※訪問看護管理療養費は算定不可	850 円	1,700 円	2,550 円
訪問看護 管理療養費	月の初日の訪問の場合（1 日目）	770 円	1,540 円	2,310 円
訪問看護 管理療養費	月の 2 日目以降の訪問の場合 （1 日につき） ※単一建物居住利用者が 20 人未満	300 円	600 円	900 円

□ 包括型 訪問看護療養費	高齢者住まい等に併設・隣接するステーションが当該住まいに居住する利用者（別表第 7、8 及び特別訪問看護指示）に 24 時間体制で計画的または随時の対応による頻回の訪問看護を行った場合（1 日につき） ※単一建物居住利用者が 20 人未満の場合 （包括範囲） 訪問看護基本療養費（訪問看護基本療養費（Ⅰ）及び（Ⅱ）のハを除く）、訪問看護管理療養費、難病等複数回訪問加算、長時間訪問看護加算、複数名訪問看護加算、夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算、24 時間対応体制加算（「二」は緊急訪問看護加算も含む）			
	1 日に訪問看護を行った時間の合計	1 割負担	2 割負担	3 割負担
	（イ）30 分以上 60 分未満	700 円	1,400 円	2,100 円
	（ロ）60 分以上 90 分未満	1,100 円	2,200 円	3,300 円
	（ハ）90 分以上	1,400 円	2,800 円	4,200 円
	（二）90 分以上 ※別に厚生労働大臣が定める場合	1,550 円	3,100 円	4,650 円

【加算等費用の額】

加算等の種類	基 準	1 割負担	2 割負担	3 割負担
□ 24 時間対応 体制加算（イ）	必要時の緊急訪問に加えて、営業時間外における利用者や家族への指導等による日々の状況の適切な管理といった対応やその体制整備がある場合、また、利用者の同意を得られた場合 ※ 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	680 円	1,360 円	2,040 円
□ 24 時間対応 体制加算（ロ）	必要時の緊急訪問に加えて、営業時間外における利用者や家族への指導等による日々の状況の適切な管理といった対応やその体制整備がある場合、また、利用者の同意を得られた場合 ※（イ）以外の場合	650 円	1,300 円	1,960 円
□ 特別管理加算	厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とする場合	250 円/ 500 円	500 円/ 1000 円	750 円/ 1,500 円
□ 難病等 複数回訪問加算	1 日 2 回以上の訪問（1 日につき）	450 円 （2 回） 800 円 （3 回以上）	900 円 （2 回） 1600 円 （3 回以上）	1,350 円 （2 回） 2,400 円 （3 回以上）
□ 長時間 訪問看護加算	人工呼吸器等、特別な管理を必要とする方への訪問が 90 分を越える場合（1 回/週）	520 円	1,040 円	1,560 円

加算等の種類	基 準	1 割負担	2 割負担	3 割負担
☐ 緊急訪問看護 加算（イ）	利用者又はその家族等の求めに応じ て、その主治医の指示に基づき、看 護師等が緊急に指定訪問看護を実施 した場合 ※月 14 日目まで	270 円	530 円	800 円
☐ 緊急訪問看護 加算（ロ）	利用者又はその家族等の求めに応じ て、その主治医の指示に基づき、看 護師等が緊急に指定訪問看護を実施 した場合 ※月 15 日目を以降	200 円	400 円	600 円
☐ 在宅患者連携 指導加算	月 2 回以上、医療機関等との文書等 による連携を実施し、共有した情報 に基づき、利用者又は家族に療養上、 必要な指導を行った場合 (1 回/月)	300 円	600 円	900 円
☐ 在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	利用者の状態急変や診療方針の変更 に伴うかかりつけ医との会議に基づ き利用者又は家族に療養上、必要な 指導を行った場合（2 回まで/月）	200 円	400 円	600 円
☐ 退院時共同 指導加算	病院等において退院前に、共同で退 院後の指導を行い、文書で提供した 場合（1 回/退院時）（厚生労働大臣 が定める者に該当する場合は 2 回）	800 円	1,600 円	2,400 円
☐ 特別管理 指導加算	退院後、特別な管理が必要な利用者 に対して、退院時共同指導を行った 場合（退院時共同指導加算に追加）	200 円	400 円	600 円
☐ 退院支援 指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等に該当 する利用者および主治医の指示によ り退院日に訪問し療養上必要な指導 を行った場合（1 回/退院時）	600 円	1,200 円	1,800 円
☐ 長時間による 退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等に該当 する利用者および主治医の指示によ り退院日に訪問し療養上必要な指導 を長時間行った場合（1 回/退院時）	840 円	1,680 円	2,520 円
☐ 訪問看護 情報提供療養費 1	利用者の同意を得て、市町村又は保 健所へ文書により利用者の情報提供 を行った場合	150 円	300 円	450 円
☐ 複数名 訪問看護加算	末期の悪性腫瘍等の対象となる利用 者に対して、同時に複数の看護職員 等が訪問した場合（1 回/週）	450 円 （看護師等） 380 円 （准看護師）	900 円 （看護師等） 760 円 （准看護師）	1,350 円 （看護師等） 1,140 円 （准看護師）

加算等の種類	基 準	1 割負担	2 割負担	3 割負担
□ 乳幼児加算	6 歳未満（1 日につき）	140 円	280 円	420 円
	6 歳未満（1 日につき） （厚生労働大臣が定める者に該当する場合）	180 円	360 円	540 円
□ 夜間・早朝 訪問看護加算	午後 6 時～午後 10 時 午前 6 時～午前 8 時の間に利用者の 求めに応じて訪問した場合 ※同一建物内 1 人または 2 人	210 円	420 円	630 円
□ 深夜訪問 看護加算	午後 10 時～午前 6 時の間に利用者の 求めに応じて訪問した場合 ※同一建物内 1 人または 2 人	420 円	840 円	1,260 円
□ターミナルケア 療養費	終末期の継続的な看護の後、在宅に おいて死亡した場合（死亡月） （ターミナルケアを行った後、24 時 間以内に在宅以外で死亡した場合を 含む）	2,500 円	5,000 円	7,500 円
□看護・介護職員 連携強化加算	登録特定行為事業者と連携し、たん の吸引等の行為が円滑に行われるよ う、医師の指示の下に訪問介護員に 対して必要な支援を行った場合 （月 1 回限り）	250 円	500 円	750 円
□ 訪問看護 情報提供療養費 3	入院又は入所する保険医療機関に対 して診療状況を示す文書を添えて紹 介を行うにあたって、利用者の同意 を得て指定訪問看護に係る情報を提 供した場合（月 1 回限り）	150 円	300 円	450 円
□訪問看護医療 DX 情報活用加算	健康保険法の規定による電子資格確 認により、利用者の診療情報を取得 等した上で指定訪問看護の実施に関 する計画的な管理を行った場合	10 円	10 円	20 円
□ 遠隔死亡診断 補助加算	在宅ターミナルケア加算を算定する 利用者に対して医師の指示の下、情 報通信機器を用いた在宅での看取り に係る研修を受けた看護師が情報通 信機器を用いて死亡診断の補助を行 った場合	150 円	300 円	450 円

加算等の種類	基 準	1 割負担	2 割負担	3 割負担
□訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合し、当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合で、継続的に賃上げを実施している場合（月1回限り）	180 円	370 円	550 円
□訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出を行っており、賃金のさらなる改善を必要とするステーションにおいて賃金の改善を実施している場合（月1回限り）	診療報酬の規定に準ず		
□訪問看護 物価対応料 1（イ）	訪問看護管理療養費を算定している利用者で月の初日の訪問の場合（1日につき）	10 円	10 円	20 円
□訪問看護 物価対応料 1（ロ）	訪問看護管理療養費を算定している利用者で月の2回目以降の訪問の場合（1日につき）	診療報酬の規定に準ず		
□訪問看護 物価対応料 2	包括型訪問看護療養費を算定している利用者の訪問の場合（1日につき）	診療報酬の規定に準ず		
□訪問看護 医療情報連携加算	他の保険医療機関等の関係職種が ICT を用いて記録した利用者に係る診療情報等を活用した上で、訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合（月1回限り）	100 円	200 円	300 円
□訪問看護 遠隔診療補助料	訪問看護指示書の有効期間内の利用者について、定期的に行う訪問看護以外で、主治医が情報通信機器を用いた診療に際し、看護職員が利用者と同席の下で緊急に診療を受ける必要があると判断した場合（1日につき）	270 円	530 円	800 円

※ 疾病や重症度により加算額が変わるものがあります。

【超過料金】

超過料金	1 日の訪問時間が 2 時間を越えた場合、上記基本料金に加えて 30 分ごとに加算させていただきます。	500 円
------	---	-------

- ※ 1 週間に訪問可能日数は原則、3 日までとなっております。1 週間に 4 日以上訪問させていただく場合は基本利用を実費にて徴収させていただきます。
- ※ 請求金額は 10 円未満の端数については四捨五入させていただきます。
- ※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問看護を提供している利用者様について、訪問看護の利用開始時及び状態の変化等に合わせて、看護職員が訪問させていただきます。

(2) 交通費

通常の事業の実施範囲外へ訪問する場合、通常の事業の実施範囲を越えた所から公共交通機関を利用した実費が必要となります。

なお、自動車を使用した場合は次の交通費をいただきます。

事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロ未満	500円
事業の実施地域を越えた地点から、片道5～10キロ未満	1,000円
事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロ以上	1,500円

(3) その他

- ・ 死後の処置を行った場合、12,100円徴収いたします。
- ・ 契約者は、居宅においてサービス従業者が、サービスを実施するために使用する水道、ガス、電気等の費用を負担します（訪問看護契約書：第6条第4項）。

(4) 料金のお支払い方法

事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、原則、翌月の最初の訪問時に手渡します（訪問看護契約書：第6条第2項）。

お支払い方法は、銀行振り込み、現金集金、口座引き落としの3通りの中からご契約の際に確認いたします。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、かかりつけ医、救急隊、居宅介護支援事業所に連絡をいたします。

かかりつけ医	氏 名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	
居宅介護支援事業所又は 介護予防支援事業所	氏 名	
	連 絡 先	

7. 料金等の変更が合った場合、直ちに新たな【重要事項説明書】を作成し、お互い取り交わします。

8. 個人情報の利用目的について

個人情報保護のため「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守します。また、オンラインでの会

議やカンファレンスにおいても参加者以外への情報の漏えい防止に必要な安全管理を行います。したがって、利用者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期するとともに、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしません。また、退職後も同様とします。当事業所において利用者の個人情報の使用目的は以下のとおりです。

- ① 当該事業所が利用者等に提供するサービス
- ② 業務の維持・改善のための資料
- ③ 居宅介護支援事業所や医療機関等に対する情報提供
- ④ 学生の実習への協力
- ⑤ 介護保険業務
- ⑥ 業務上必要な行政への対応
- ⑦ ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせ対応
- ⑧ 損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出
- ⑨ 当該事業所からの案内
- ⑩ 第三者評価及び外部監査

9. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、府・市町村、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。別途処理要項を定めます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

10. 身体拘束の禁止について

利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急のやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとします。事業所は従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとします。

11. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。

- ・ 虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- ・ 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

12. 感染症対策・業務継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合でも必要な訪問看護を継続的に提供できる体制を構築する為に次の措置を講じます。

- （1）感染症対策・業務継続に関する定期的な会議の開催

- (2) 感染対策・業務継続に関する指針の整備
- (3) 定期的な研修及び訓練の実施
- (4) 事業所の備品の衛生的管理
- (5) 個人の健康管理

13. ハラスメントについて

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対する次に示すハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、他）
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、他）
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
（セクシュアルハラスメント）

14. 第三者評価の受審状況

当施設では、個々のサービス事業者の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを主な目的として、介護サービス第三者評価を受審しています。

直近の受診年月日：令和6年2月21日

評価機関名称：一般社団法人京都私立病院協会

評価結果につきましては、当施設ホームページおよび京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページで閲覧いただけます。

- ・ 訪問看護ステーションあじさい <http://www.takedahp.or.jp/group/welfare/kamo/>
- ・ 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 <https://kyoto-hyoka.jp/>

15. 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、訪問看護計画書や契約書・重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行います。

【省令改正、通知改正】

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

この説明書の内容は2026年7月1日より適用いたします。

年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所

（所在地）京都府木津川市加茂町駅東四丁目 1 番地 3

（名 称）訪問看護ステーションあじさい

説明者氏名 今中 美奈子

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問看護について重要事項の説明を受け、同意をし、受領しました。

契約者（利用者）

（氏 名）

署名代行者（又は法定代理人）（契約者との続柄： ）

（住 所）

（氏 名）